スカパー！プレミアムサービス光　契約約款

目　次

第１章　総則..... 3
第１条（約款の適用）..... 3
第２条（約款の変更）..... 3
第３条（用語の定義）..... 3
第２章　契約..... 6
第４条（契約の単位）..... 6
第５条（契約の成立）..... 6
第６条（オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、変更、追加及び取消等）..... 7
第７条（プレミアムサービス光の提供）..... 8
第８条（PPV、PPD 及び PPS の視聴）..... 9
第９条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光）..... 9
第１０条（申込内容の変更）..... 9
第１１条（契約の有効期間）..... 9
第３章　契約の解除等..... 10
第１２条（プレミアムサービス光加入者が行う契約の解除等）..... 10
第１３条（当社が行う契約の解除等）..... 11
第４章　設備等..... 12
第１４条（加入者設備等の管理等）..... 12
第１５条（故障及びメインテナンス等）..... 13
第５章　料金等..... 13
第１６条（料金等）..... 13
第１７条（延滞利息）..... 14
第６章　禁止事項等..... 14
第１８条（禁止事項）..... 14
第１９条（免責事項）..... 15
第７章　加入者個人情報の取扱い..... 15
第２０条（加入者個人情報の取扱い）..... 15
第２１条（加入者個人情報の利用目的等）..... 15
第２２条（加入者個人データの第三者提供）..... 17
第２３条（加入者個人情報の共同利用）..... 18
第２４条（加入者個人データの取扱の委託）..... 18
第２５条（安全管理措置）..... 19
第２６条（本人による開示の求め）..... 19
第２７条（本人による利用停止等の求め）..... 19
第２８条（本人確認と代理人による求め）..... 20
第２９条（本人の求めに係る手数料）..... 20
第３０条（苦情処理）..... 20

第３１条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）..... 20
第３２条（保存期間）..... 21
第３３条（加入者個人データの漏えい等があった場合の措置）..... 21
第８章　その他..... 21
第３４条（他の契約に係る個人情報の利用等）..... 21
第３５条（権利の譲渡）..... 22
第３６条（契約上の地位の承継）..... 22
第３７条（準拠法・管轄）..... 22

第１章　総則

第１条（約款の適用）

スカパーＪＳＡＴ株式会社（以下「当社」といいます。）は、このスカパー！プレミアムサービス光　契約約款（以下「本約款」といいます。）により、スカパー！プレミアムサービス光（以下、「プレミアムサービス光」といいます。）を提供します。

第２条（約款の変更）

当社は、加入者の一般の利益に適合する場合、又は衛星デジタル有料放送サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合においては、加入者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

２　当社は、本約款を変更する場合には、変更後の当該約款の内容及びその効力発生時期を加入者に周知するものとします。

第３条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
１.プレミアムサービス光	業務区域内において、東経 124 度及び 128 度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再放送により有料で提供されるオプションチャンネル、オプションパック、オプションセット、PPV、PPD 及び PPS によって構成される当社の放送サービス（業務区域及び放送サービスの内容は別表第１号及び第２号にて規定されるものとします。）であって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもの
２.プレミアムサービス光契約	プレミアムサービス光の提供を受けることを目的として当社と締結される契約
３.プレミアムサービス光加入者	当社とプレミアムサービス光契約を締結した者
４.プレミアムサービス光申込者	当社にプレミアムサービス光契約の申込みをする者
５.テレビ視聴サービス	業務区域内において、当社が提供する地上放送、ＢＳ放送、ＦＭ放送等の同時再放送による放送サービスであって、当社と契約を締結することにより利用可能となるもの
６.テレビ視聴サービス契約	テレビ視聴サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
７.テレビ視聴サービス契約者	当社とテレビ視聴サービス契約を締結した者
８.プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス	プレミアムサービス光の提供を受けるにあたり必要な受信機及びその付属品の貸与等のサービス

９.プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約	プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
10.加入者個人情報	生存するプレミアムサービス光加入者（本約款においてはプレミアムサービス光申込者及び解除等によりプレミアムサービス光契約が終了したプレミアムサービス光加入者を含みます。）個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除きます。）をいいます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。） ② 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」といいます。）第２条第２項に定めるもの。以下同じ。）が含まれるもの
11.要配慮加入者個人情報	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法施行令」といいます。）第２条で定める記述等が含まれる加入者個人情報
12.加入者個人データ	個人情報データベース等（個人情報保護法第十六条第一項に定めるもの）を構成する加入者個人情報
13.保有加入者個人データ	当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する加入者個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第五条で定めるもの以外のもの

14.匿名加工加入者情報	次に掲げる個人情報の区分に応じて次のとおり定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの ① 第 10 号①に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。） ② 第 10 号②に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。）
15. 仮名加工加入者情報	第 10 号に定める加入者個人情報につき、個人情報保護委員会規則に定める基準に従った措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報
16.オプションチャンネル	課金の単位が一ヶ月となっている、単一チャンネルで契約可能なチャンネルサービス
17.オプションパック	課金の単位が一ヶ月となっている、複数チャンネルからなるパッケージ契約できるチャンネルサービス
18.オプションセット	課金の単位が一ヶ月となっている、複数番組又はチャンネルからなるセット契約できるチャンネルサービス
19.PPV	課金単位が一の放送番組となっている番組サービス
20.PPD	課金単位が一日となっているチャンネルサービス
21.PPS	課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている番組サービス
22.受信機	当社の指定する技術的な基準に適合するデジタル放送用受信機で、プレミアムサービス光を視聴するために必要な装置（スカパー！IC カードを除きます）
23.スカパー！IC カード	受信機に挿入されることにより、受信機を制御する、IC を組み込んだ当社が貸与するカード
24.電気通信事業者	電気通信事業法に基づいて、当社に対して電気通信役務を提供する者
25.V-ONU (Video Optical Network Unit)	電気通信事業者が住宅内に設置する回線終端装置
26.当社設備	プレミアムサービス光を提供するために必要となる、当社の放送番組を再放送するための設

	備とプレミアムサービス光加入者の敷地内のＶ-ONU との間に設置する当社の設備
27.加入者設備	Ｖ-ONU の出力端子からテレビ受像機等に至るまでのプレミアムサービス光加入者の設備
28.他の放送事業者	デジタル放送に係る有料放送役務を提供する当社以外の事業者であって、当社を代理人とする者
29.別契約	当社又は当社を代理人とする他の事業者（他の放送事業者を含みます、以下同じ）が提供する、デジタル放送に係る有料放送役務その他の放送・通信に係る契約、放送受信機器等に係る契約又はこれらに関連・付随する契約（合理的に関連性があると認められるものに限る）

第２章　契約

第４条（契約の単位）

１　プレミアムサービス光契約の単位は、スカパー！IC カード単位とします。

２　プレミアムサービス光契約は、プレミアムサービス光加入者と同一の世帯の者が視聴することを目的（以下「世帯視聴目的」といいます。）として締結されます。ただし、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外の場合においては、その条件、利用料等について別途当社との間で取決めるものとします。

３　前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

第５条（契約の成立）

１　プレミアムサービス光申込者は、プレミアムサービス光契約の申込みにあたっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社が指定する者に申込みを行うものとします。また、プレミアムサービス光契約の申込みは、当社が別に定める場合を除き、テレビ視聴サービス契約を締結していること又は当該申込みと同時にテレビ視聴サービス契約を締結することが必要となります。

２　プレミアムサービス光契約は、プレミアムサービス光申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社及び当社が指定する者は、プレミアムサービス光申込者が当該申込みにあたって当社又は当社が指定する者に対して提供した事項に従ってプレミアムサービス光を提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については何らの責任を負わないものとします。

３　当社又は当社が指定する者は、前項に規定する申込みを承諾する場合、承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。また、当社又は当社が指定する者は、法第１５０条の２第１項に定める書面の交付対象となるプレミアムサービ

ス光申込者に対しては、同条に従い当該書面を作成し交付します。なお、法第百五十条の二第二項に定める電子的な方法による当該書面の交付について申込者の承諾を得た場合、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者は、当社の定める方法により、当該書面を電子的な方法で交付することができるものとします。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。

4　当社は、次の各号に掲げる場合においては、プレミアムサービス光契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）テレビ視聴サービス契約を締結していない場合又はプレミアムサービス光契約の申込みと同時にテレビ視聴サービス契約を締結しない場合。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

（２）プレミアムサービス光申込者がテレビ視聴サービス契約者と同一の者とならない場合。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

（３）プレミアムサービス光を提供すること又は保守することが技術的に困難な場合。

（４）プレミアムサービス光申込者がテレビ視聴サービス契約及びプレミアムサービス光契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

（５）プレミアムサービス光申込者がプレミアムサービス光に関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

（６）その他プレミアムサービス光申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

（７）プレミアムサービス光申込者がプレミアムサービス光を法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合。

（８）プレミアムサービス光申込者が未成年であり、プレミアムサービス光契約の申込みにつき、親権者の承諾を得ていない場合。

（９）プレミアムサービス光申込者が、第１２条に規定する「書面による契約解除」を法第１５０条の３の制度趣旨を逸脱し、意図的に繰り返していると認められる場合

第６条（オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、変更、追加及び取消等）

1　プレミアムサービス光加入者又はプレミアムサービス光申込者は、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更、及び取消等を行うにあたっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社が指定する者に申込みを行わなければなりません。なお、プレミアムサービス光加入者又はプレミアムサービス光申込者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加及び変更にあたっては、プレミアムサービス光加入者又はプレミアムサービス光申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を当該申込みの際に、当社又は当社が指定する者に対して提出しなければなりません。

２　オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更及び取消は、当社が前項の申込み内容を確認後、承諾することによって成立します。

３　当社又は当社が指定する者は、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更又は取消を承諾する場合、承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。

４　当社は、次の各号に掲げる場合においては、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更又は取消を承諾しないことがあります。

（１）プレミアムサービス光加入者がオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの追加、変更又は取消に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（２）プレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光に関し、当社又は第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（３）その他プレミアムサービス光加入者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（４）プレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光を法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合

（５）視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加及び変更にあたって、プレミアムサービス光加入者又はプレミアムサービス光申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合、もしくは、プレミアムサービス光申込者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合

５　プレミアムサービス光加入者は、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの取消をしようとする場合においては、その月末をもって取消を希望する月の初日の前日までに、当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットは、当該月末をもって取消されるものとします。

６　前項に基づきプレミアムサービス光加入者がオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの取消を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第７号の規定に基づき料金等を払い戻すものとします。ただし、プレミアムサービス光加入者が当社の指定する他のオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットに関する契約を締結している場合には、払い戻される料金等は、それらの契約に係る料金等の支払いに充当されるものとします。

第７条（プレミアムサービス光の提供）

１　当社は、プレミアムサービス光契約の有効期間中当社設備の故障、プレミアムサービス光の放送料金等（第１６条第１項において定義する）の不払い、その他のやむを得

ない事情がある場合を除き、プレミアムサービス光を提供します。
２　当社は、プレミアムサービス光の内容及び放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社は、EPG によりお知らせした内容を適宜、当社の判断により変更する場合があります。

第８条（PPV、PPD 及び PPS の視聴）

１　プレミアムサービス光加入者は、PPV、PPD 又は PPS の提供を受けようとする場合には、受信機を電気通信回線に接続した上、課金単位ごとに別表第４号に規定する方法により個別の申込みを行わなければなりません。
２　前項の申込みを行った場合においては、プレミアムサービス光加入者は、その申込みの撤回を行うことは出来ません。
３　課金単位ごとの料金は、本約款規定の料金に従って EPG によりお知らせします。

第９条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光）

１　プレミアムサービス光加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光を視聴する場合においては、別表第５号に規定する方法により、最低年齢(その世帯内において､当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢)及び暗証番号又はパスワード（以下、合わせて「暗証番号等」といいます。）を事前に登録し､視聴するごとに事前に登録した暗証番号等を入力しなければなりません。
２　プレミアムサービス光加入者は、暗証番号等を視聴可能最低年齢に満たない者に知られないよう、厳格に管理しなければなりません。なお、視聴可能最低年齢に満たない者が前項に規定するプレミアムサービス光を視聴したことに起因するプレミアムサービス光加入者の不利益について､当社は､一切責任を負わないものとします。
３　プレミアムサービス光加入者は、暗証番号等を忘れた場合においては、暗証番号等設定を初期状態に戻すために、当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。

第１０条（申込内容の変更）

プレミアムサービス光契約の申込みに際し、氏名、住所、電話番号等当社又は当社が指定する者に対して告げた事項に変更が生じた場合においては、プレミアムサービス光加入者は、直ちに当社の指定する方法により当社又は当社が指定する者に対して変更の通知をしなければなりません。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社又は当社が指定する者に対する通知がないときは、第１３条（当社が行う契約の解除等）その他本約款で規定する当社又は当社が指定する者からの通知については､当社に届出をしている氏名､名称､住所もしくは居所等への通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

第１１条（契約の有効期間）

１　プレミアムサービス光契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より１年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の属する月

の初日の前日までにプレミアムサービス光加入者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、プレミアムサービス光契約は、さらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

２　前項に基づきプレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光契約の更新拒絶を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第７号の規定に基づき料金等を払い戻します。

第３章　契約の解除等

第１２条（プレミアムサービス光加入者が行う契約の解除等）

１　プレミアムサービス光加入者は、当社又は当社の指定する者が法第１５０条の２に基づき送付した書面（以下「契約書面」といいます。）を受領した日（有料放送役務の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日）から起算して８日を経過するまでの間、書面によりプレミアムサービス光契約の解除（以下「書面による契約解除」といいます。）を行うことができます。

２　「書面による契約解除」は、プレミアムサービス光加入者が解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。

３　「書面による契約解除」を行った場合、プレミアムサービス光加入者は損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。ただし、当社は、プレミアムサービス光加入者に対して、別表第３号に規定する手数料（カスタマーセンター手続きに要する費用）を請求します。

４　当社又は当社の指定する者が「書面による契約解除」に関する事項につき不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、第１項の期間を経過するまでの間に「書面による契約解除」が行われなかった場合、あらためて「書面による契約解除」に関する事項を含む契約書面を送付します。この場合、プレミアムサービス光加入者は、当該契約書面を受領した日から起算して８日を経過するまでの間、「書面による契約解除」を行うことができます。

５　プレミアムサービス光加入者は、「書面による契約解除」を希望する場合は、契約書面に記載の手続に基づき、当社又は当社の指定する者に対して、書面を送付する必要があります。

６　前項までの規定に関わらず、プレミアムサービス光加入者は、放送法施行規則第１７５条の３第１項に定める場合においては、「書面による契約解除」を行うことができません。

７　プレミアムサービス光加入者は、プレミアムサービス光契約を解除しようとする場合においては、その月末をもって解除を希望する月の初日の前日までに、当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るプレミアムサービス光契約は、当該月末をもって解除されるものとします。ただし、第１項又は第４項に規定する場合においては、この限りではありません。

８　前項に基づきプレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光契約の解除を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表

第７号の規定に基づき料金等を払い戻します。

９　第７項に基づきプレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光契約を解除し、１年以内に再度当社と契約を締結する場合においては、プレミアムサービス光加入料の支払は不要です。

１０　プレミアムサービス光契約を再度締結する時期が、第７項に基づく契約の解除後１年を越える場合においては、当社は、当該契約を新たなプレミアムサービス光契約として扱います。

第１３条（当社が行う契約の解除等）

１　当社は、プレミアムサービス光加入者が本約款に基づく債務の履行を怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、プレミアムサービス光加入者に対するプレミアムサービス光の提供を停止し、さらにプレミアムサービス光契約を解除できるものとします。なお、プレミアムサービス光加入者は、当該停止又は解除の日にかかわらず、当該日の属する月までの有料放送料金等を当社に支払わなければなりません。

２　次の各号に掲げる事由により、プレミアムサービス光の提供が不可能な事態が生じた場合においては、プレミアムサービス光契約は終了するものとします。

（１）当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合

（２）電気通信事業者の登録が取消され、又は登録が拒否された場合

（３）当社設備に回復不能の損害が生じた場合

（４）当社と電気通信事業者との間の回線利用契約もしくは施設利用契約が履行されない場合

（５）その他当社によるプレミアムサービス光の提供が客観的に不可能な事態が生じた場合

３　当社は、天災、事変等により、プレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光の提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社がプレミアムサービス光加入者のプレミアムサービス光契約の継続にかかる意思を確認することが困難であるときは、プレミアムサービス光加入者に対するプレミアムサービス光の提供を停止することがあります。また、かかるプレミアムサービス光の提供の停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ、当社がプレミアムサービス光加入者のプレミアムサービス光契約の継続にかかる意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、プレミアムサービス光契約は終了するものとします。

４　当社は、次の各号に掲げる場合においては、プレミアムサービス光加入者に対するプレミアムサービス光の提供を停止して、プレミアムサービス光契約を解除できるものとします。

（１）プレミアムサービス光加入者が、当社の提供するプレミアムサービス光を業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（当社と別の取り決めをしている場合を除きます。）

（２）プレミアムサービス光加入者が第１８条第１項に規定した禁止事項を行った場合

又は行うおそれがあると認められる場合

5　第１項に基づきプレミアムサービス光契約を解除された者がプレミアムサービス光契約の再締結を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、プレミアムサービス光契約の再締結を認めるときは、新たなプレミアムサービス光契約を締結するものとします。

6　第１項に基づきプレミアムサービス光契約が解除された場合又は第２項もしくは第３項に基づきプレミアムサービス光契約が終了した場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第７号に基づき料金等を払い戻すものとします。ただし、第４項に基づきプレミアムサービス光契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の料金等を請求し、既に支払われた料金等がある場合にはこれを払い戻しません。

第４章　設備等

第１４条（加入者設備等の管理等）

1　プレミアムサービス光加入者は、加入者設備、受信機及びスカパー！IC カードを自己の責任で設置、維持、管理し、これによりプレミアムサービス光の提供を受けるものとし、当社は、加入者設備、受信機及びスカパー！IC カードの瑕疵については一切責任を負いません。

2　プレミアムサービス光加入者が、プレミアムサービス光の提供を受けるにあたって使用するスカパー！IC カードの所有権は、当社に帰属するものであり、また、当社が定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に同意したプレミアムサービス光申込者のみが本約款に基づくプレミアムサービス光契約を締結できるものとします。スカパー！IC カードの貸与、紛失、再発行及び返却についても「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」の適用を受けます。

3　プレミアムサービス光加入者は、スカパー！IC カードを紛失し、又は盗難にあった場合においては、「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に従い、速やかに必要な届出等を行わなくてはなりません。なお、この届出等が受理される以前に、第三者によりスカパー！IC カードが使用された場合においては、当該スカパー！IC カードの使用に係る第１６条第１項に規定する料金等は、プレミアムサービス光加入者の負担となります。

4　スカパー！IC カードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、当社が定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に基づき、当社の責任において正常なカードと取り替えがなされます。

5　当社は、受信機の貸与を希望するプレミアムサービス光加入者及びプレミアムサービス光申込者に対し、受信機及びリモートコントローラー等の付属品を「スカパー！プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約約款」に基づき貸与するものとします。ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。

第１５条（故障及びメンテナンス等）

１　プレミアムサービス光の提供に際し、視聴障害が生じた場合、プレミアムサービス光加入者は、加入者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社又は当社が指定する者に対して通知しなければなりません。この場合において、当社及び当社が指定する者は、速やかにプレミアムサービス光の提供に係る電波の発信状況を調査し、当社設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因がプレミアムサービス光加入者又は当社（当社が指定する者を含みます。）以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社及び当社が指定する者は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社又は当社が指定する者以外の者の行為又はテレビ受像機に起因するときは、プレミアムサービス光加入者は、当社又は当社が指定する者がこれらの調査（調査にともない派遣に要した費用を含みます。）又は措置に要した費用を負担するものとします。

２　当社は、当社設備の維持管理にともない、プレミアムサービス光の提供に係る電波の発信を一時的に中止することがあります。この場合においては、当社又は当社が指定する者は、原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。

第５章　料金等

第１６条（料金等）

１　プレミアムサービス光加入者は、別表第３号に規定するプレミアムサービス光加入料、プレミアムサービス光基本料、プレミアムサービス光視聴料、有料放送料金等明細発行料及び手数料（以下「料金等」といいます。）を別表第６号に規定するところにより当社に支払うものとします。

２　プレミアムサービス光加入者は、必要がある場合、その支払うべき料金等を当社が別に定める方法により確認できるものとします。

３　支払われた料金等は、本約款に規定する場合を除き、払い戻されないものとします。

４　当社が料金等の払い戻しを行う場合においては、プレミアムサービス光加入者は、別表第３号に規定する返金手数料を支払わなければなりません。ただし、第１３条第２項に基づく払い戻しについては、返金手数料の支払いを要しないものとします。

５　当社は、料金等を改定することがあります。この場合においては、当社又は当社が指定する者は、プレミアムサービス光加入者に対して改定された料金等を適用する１ヶ月前までに改定された料金等を通知し、又は加入者が容易に知り得る状態に置くものとします。

６　前項の場合においては、プレミアムサービス光加入者により既に支払われた料金等（以下「前払料金等」といいます。）と改定された料金等との過不足は、改定された料金等の適用日を含む月において精算するものとします。ただし、改定された料金等が値下げである場合であって、かつ、プレミアムサービス光加入者からの申出がない場合は、前払料金等の余剰は、次回以降の料金等の支払いに充当するものとし

ます。

7　プレミアムサービス光加入者の責に帰さない事由により、プレミアムサービス光を月のうち半分以上利用できなかった場合には、当社は、当該プレミアムサービス光に係る当該月分の料金等を請求しないものとします。ただし、当社が別に定める場合はこれによるものとします。

8　プレミアムサービス光において、別表第３号に規定するプレミアムサービス光視聴料がプレミアムサービス光加入者に適用される場合、プレミアムサービス光を構成するチャンネルの一部の提供が中止又は廃止された場合であっても、プレミアムサービス光視聴料の額は変更されないものとします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

9　著しく大規模な天災、事変等により、プレミアムサービス光加入者がプレミアムサービス光の提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合には、料金等の全部又は一部を免除することがあります。

第１７条（延滞利息）

プレミアムサービス光加入者が、支払うべき料金等その他の債務を、その支払期日から１ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は、プレミアムサービス光加入者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年１４．５％の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとします。

第６章　禁止事項等

第１８条（禁止事項）

1　プレミアムサービス光加入者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

（１）当社設備に損害を与える行為

（２）プレミアムサービス光もしくは別契約に基づくサービスに係る当社又は第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社又は第三者の権利を侵害し、又は利益を損ない、又はそのおそれのある行為

（３）プレミアムサービス光もしくは別契約に基づくサービスに関する法令等に違反し、又はそのおそれのある行為

（４）プレミアムサービス光契約の申込みに際し、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なる事項を告げること

（５）スカパー！IC カードの改造及び改ざん等「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びに受信機の改造及び改ざん並びにスカパー！IC カードによらないプレミアムサービス光の視聴

（６）プレミアムサービス光加入者が、プレミアムサービス光契約の申込みに際し告げた利用先住所以外の場所でスカパー！IC カードを使用し視聴する行為

（７）前各号に列挙する行為に準ずる行為

（８）前各号に列挙する行為をそそのかし、助長し、又は容易にする一切の行為

2　プレミアムサービス光加入者が前項に違反して当社又は第三者に損害を与えた場

合においては、当社は、当該プレミアムサービス光加入者に対して損害の賠償を請求することがあります。

第１９条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

（１）天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常

（２）当社又は当社が指定する者の責に帰さない事由により生じたプレミアムサービス光の停止又は画面症状（画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます。）

（３）プレミアムサービス光加入者、プレミアムサービス光申込者及び当社（当社が指定する者を含みます。）以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常

（４）通常の用法によらない受信機の使用に起因する異常

（５）放送内容の変更及び中止

第７章　加入者個人情報の取扱い

第２０条（加入者個人情報の取扱い）

１　当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報保護法、個人情報保護法施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年十月五日個人情報保護委員会規則第三号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法施行規則」といいます。）及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年四月二十七日総務省告示第百五十九号。その後の改正を含み、以下「放送受信者等ガイドライン」といいます。）その他関連規則・ガイドラインに基づくほか、当社が放送受信者等ガイドラインに基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）及び本約款の規定に基づいて適正に取扱います。

２　当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ（https://www.skyperfectv.co.jp/）において公表します。

３　当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該加入者個人データを遅滞なく消去するよう努めます。

第２１条（加入者個人情報の利用目的等）

１　当社は、次の各号に掲げる目的で、加入者個人情報を取扱います。なお、第６号及び第１２号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止を行うことが困難な場合を除き、プレミアムサービス光の提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。

（１）　プレミアムサービス光契約の締結及び継続に関すること
（２）　プレミアムサービス光の提供に係る工事施工、アフターサービス及びメンテナンス
（３）　プレミアムサービス光の提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
（４）　スカパー！IC カードユーザー登録（登録情報の修正、スカパー！IC カードの紛失等の連絡、交換依頼その他スカパー！IC カードに関する業務を含みます。）
（５）　料金等の請求及び収納
（６）　プレミアムサービス光に関する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報の提供、当社又は当社が指定する者が提供する放送役務の紹介、当社又は当社が指定する者が発行する番組情報雑誌（他の放送事業者が提供する放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付、別契約に関連した情報提供）（ プレミアムサービス光の契約動向を分析し、趣味・嗜好に応じた情報を提供することを含みます）
（７）　本人に対する通知、連絡
（８）　本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
（９）　プレミアムサービス光の向上を目的とした視聴者調査
（１０）設備の設置及びアフターサービス
（１１）プレミアムサービス光の契約動向及び視聴状況等に関する各種統計処理、匿名加工加入者情報及び仮名加工加入者情報の作成、作成した当該情報の分析並びにプレミアムサービス光の向上を目的とした及び分析結果の利用等
（１２）プレミアムサービス光加入者に対する特典及び情報等の提供
（１３）プレミアムサービス光の提供に関連しての第三者への提供（次条に該当する場合に限ります。）
（１４）上記各号に掲げる目的のほか、本約款に定める業務

２　当社は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取扱うことはありません。
（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
（３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
（５）その他個人情報保護法が定める例外に該当するとき。

３　プレミアムサービス光申込者は、プレミアムサービス光契約の申込みに当たっては、当社又は当社が指定する者が当該プレミアムサービス光申込者の要配慮加入者個人情報を取得することについて同意するものとします。

４　当社は、本人から、加入者個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人

に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。

（１）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（３）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第２２条（加入者個人データの第三者提供）

１　当社は、保有する加入者個人データについては、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合及び第２４条の規定により加入者個人データの取扱いを委託する場合は含みません。）ただし、前条第２項各号に該当する場合には、この限りではありません。

（１）本人が書面等により同意した場合

（２）本人の求めに応じて当該加入者個人データ（要配慮加入者個人情報、その他個人情報保護法が定める例外に該当するものを除きます。）の第三者への提供を停止することを条件として、次に掲げる事項について、個人情報保護法施行規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又はプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合

（ア）第三者への提供を利用目的とすること

（イ）第三者に提供される加入者個人データの項目

（ウ）第三者への提供の手段又は方法

（エ）本人からの求めに応じて当該加入者個人データの第三者への提供を停止すること

（オ）本人の求めを受け付ける方法

（カ）名称、住所及び代表者の氏名

（キ）第三者に提供される加入者個人データの取得の方法

（ク）第三者に提供される加入者個人データの更新の方法

（ケ）加入者個人データの第三者への提供を開始する予定日

２　当社は、前項の規定により加入者個人データを第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第８号に定めます。

３　加入申込者は、プレミアムサービス光契約の申込みに当たっては、当社又は当社の指定する者が外国（本邦の域外にある国又は地域をいいます。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）にある第三者（加入者個人データの取扱いについて個人情報保護法第四章第二節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされ

ている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除きます。以下本項において同じ。）に加入者個人データを提供する必要が生じた場合、本人に対して外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報につき提供の上で、別途同意を取得します。

第２３条（加入者個人情報の共同利用）

1　当社が保有する加入者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される加入者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該加入者の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、プライバシーポリシーに定めます。

2　当社は、第５条第４項の規定に基づいてプレミアムサービス光契約の申込みを承諾しなかった場合、もしくは第６条第４項の規定に基づいてオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更又は取消を承諾しなかった場合又は第１３条第１項もしくは第４項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該プレミアムサービス光加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、他の放送事業者と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第５条第４項もしくは第６条第４項又は第１３条第１項もしくは第４項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3　前二項の場合おいて、共同して利用する加入者個人情報の管理の責任を負う者の名称、住所及び代表者の氏名はプライバシーポリシーに定めます。

4　前三項に定める場合のほかに、当社が保有する加入者個人データを他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される加入者個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該加入者個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名 について、プライバシーポリシーに定めます。

第２４条（加入者個人データの取扱の委託）

1　当社は、加入者個人データの取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2　前項の委託をする場合は、加入者個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人データの安全管理(以下「加入者個人データの安全管理」といいます。)のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3　当社は、第１項の委託先との間で、加入者個人データの安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4　前項の契約には、第１項の委託先が加入者個人データの全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第２項及び第３項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第２５条（安全管理措置）

当社は、加入者個人データの安全管理のため、加入者個人データに係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他放送受信者等ガイドライン第１１条から第１２条までに規定する措置を講じます。

第２６条（本人による開示の求め）

１　本人は、当社に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、保有加入者個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法又はその他当社の定める方法のいずれかの方法による開示（加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）を求めることができます。

２　当社は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく前項の規定により本人が請求した方法により当該情報を開示します。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合、その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法 で開示することができるものとします。また、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には､その全部又は一部を開示しないことがあります。

（１）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（３）他の法令に違反することとなる場合

３　前二項の規定にかかわらず、当該保有加入者個人データの存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第５条に該当することになる場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。

４　当社は、第２項ただし書及び前項の規定に基づき保有加入者個人データの全部又は一部について開示しない場合又は保有加入者個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨を通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

５　本条の規定は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより第三者に個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称、その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録の開示に準用するものとします。

第２７条（本人による利用停止等の求め）

１　本人は、当社が保有する自己の保有加入者個人データの内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、当社に対し、次の各号に掲げる求めを行うことができます。

（１）保有加入者個人データの内容が事実ではないという理由による保有加入者個人データの訂正、追加又は削除

（２）保有加入者個人データが第２１条第１項又は第２項の規定に違反して取扱われているという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

（３）保有加入者個人データが第２２条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による保有加入者個人データの第三者への提供の停止

（４）保有加入者個人データが違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているという理由による保有加入者個人データの停止又

は消去

（５） 保有加入者個人データを利用する必要がなくなったという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

（６） 保有加入者個人データの漏洩等が生じたという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

（７） その他、保有加入者個人データの取り扱いにより本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

２　当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第２号又は第３号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

３　当社は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第２８条（本人確認と代理人による求め）

１　当社は、第２１条第４項、第２６条第１項又は前条第１項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。

２　本人は、第２１条第４項、第２６条第１項又は前条第１項の求めを、代理人によって行うことができます。

第２９条（本人の求めに係る手数料）

１　当社は、第２１条第４項、第２６条第１項の求めを受けた場合は、別表第９号に規定する手数料を請求します。

２　前項の手数料は、当社から本人（この項においてはプレミアムサービス光加入者に限ります。）に対して通知又は開示をした月の料金等と合わせて収納することができるものとします。

３　前二項に規定する場合のほか手数料に係る手続は、プライバシーポリシーに定めます。

第３０条（苦情処理）

１　当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

２　前項の苦情処理の手続は、プライバシーポリシーに規定します。

第３１条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第２１条第４項、第２６条第１項又は第２７条第１項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

スカパー！カスタマーセンター　個人情報相談窓口
電話番号：０３－５５７１－７９８９

第３２条（保存期間）

当社は、保有する加入者個人データの保存期間を別表第１０号に定め、これを超えた加入者個人データについては、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第３３条（加入者個人データの漏えい等があった場合の措置）

１　当社は、当社が取扱う加入者個人データの漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合であって本人の権利利益を保護するため必要な措置を取る場合を除き、速やかにその事実関係等を本人に通知します。

２　当社は、当社が取扱う加入者個人データの漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。

３　前二項の規定は、通知又は公表することにより、第２６条第２項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第８章　その他

第３４条（他の契約に係る個人情報の利用等）

１　プレミアムサービス光加入者及びプレミアムサービス光申込者は、当社がテレビ視聴サービス契約及びプレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約の締結の際もしくは契約履行中に取得した当該契約に係るプレミアムサービス光加入者及びプレミアムサービス光申込者の個人情報を、プレミアムサービス光契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。

２　当社がプレミアムサービス光の提供に関してプレミアムサービス光加入者及びプレミアムサービス光申込者に対して行う通知は、特段の記載のない限り、当社が指定する者が行うことがあります。

３　当社は、プレミアムサービス光加入者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社がプレミアムサービス光加入者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引（別契約に係る取引を含みます。）をいいます。）先及び当社の料金請求・収納業務及びこれに付随する業務を同時に行うことがあります。

４　当社は、プレミアムサービス光及び別契約に関して、第２１条第１項各号に定める業務（新規契約のご案内、プレミアムサービス光加入者の契約の維持・管理及び加入者個人情報の管理並びにこれらに関連・付随する業務を含みます。）及びその他本約款に定める業務を行うものとし、当該業務に必要な範囲で、加入者個人情報を利用します。

第３５条（権利の譲渡）

プレミアムサービス光加入者は、プレミアムサービス光契約上の権利、義務その他契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分等をすることはできません。

第３６条（契約上の地位の承継）

1　相続により、プレミアムサービス光加入者の契約上の地位は承継されるものとします。

2　プレミアムサービス光加入者のプレミアムサービス光契約上の地位を承継した者（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により、承継の事実及び当社の指定する事項を当社又は当社が指定する者に通知するとともに、当該承継サービスに視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光が含まれる場合には、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しなければなりません。

3　前項の場合に、承継者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、前項に定める通知をしていただきます。これを変更したときも同様とします。

4　当社は、前項に定める通知があるまでの間、承継者のうちの１人を代表者として取り扱います。

5　第２項から第４項の規定にかかわらず､プレミアムサービス光加入者の地位の承継においての通知がないときは、当社は、そのプレミアムサービス光に係るテレビ視聴サービス契約者の地位の承継の届出をもって、そのプレミアムサービス光加入者の地位の承継の通知があったものとみなします。

6　当社は、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合又は承継者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合においては、当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光の取消を行うことがあります。

7　前項の規定に基づき当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光が取消された場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第７号に基づき料金等を払い戻します。

第３７条（準拠法・管轄）

本約款は､日本国法に従って解釈されるものとし､プレミアムサービス光加入者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることに合意するものとします。

別　表

1. 業務区域(第3条関係)

当社のプレミアムサービス光は、次に掲げる地域内において、当社が別に定める区域において提供します。

①東京都

・東京 23 区の全域（※戸建エリアの一部を除く）
・昭島市、あきる野市、稲城市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西多摩郡日の出町、西多摩郡瑞穂町、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市の各全域
・青梅市の一部

②神奈川県

・横浜市、川崎市、相模原市(中央区、南区)、愛甲郡愛川町、足柄上郡大井町、足柄上郡開成町、足柄上郡中井町、厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、鎌倉市、高座郡寒川町、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、中郡大磯町、中郡二宮町、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦郡葉山町、南足柄市、大和市、横須賀市の各全域
・相模原市(緑区)、愛甲郡清川村、足柄上郡松田町、足柄下郡湯河原町、小田原市、三浦市の各一部

③千葉県

・千葉市(稲毛区、中央区、花見川区、美浜区、緑区、若葉区)、我孫子市、市川市、印旛郡栄町、印旛郡酒々井町、浦安市、鎌ケ谷市、白井市、流山市、習志野市、松戸市、八街市、四街道市の各全域
・旭市、安房郡鋸南町、いすみ市、市原市、印西市、大網白里市、柏市、香取市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、匝瑳市、袖ヶ浦市、富里市、館山市、長生郡長生村、長生郡睦沢町、東金市、成田市、富津市、野田市、船橋市、南房総市、茂原市、八千代市、山武郡九十九里町の各一部

④埼玉県

・さいたま市(岩槻区、浦和区、大宮区、北区、桜区、西区、緑区、南区、見沼区)、朝霞市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、桶川市、川口市、川越市、北足立郡伊奈町、北葛飾郡松伏町、久喜市、越谷市、坂戸市、狭山市、志木市、草加市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、新座市、比企郡川島町、比企郡鳩山町、富士見市、ふじみ野市、三郷市、南埼玉郡宮代町、八潮市、吉川市、和光市、蕨市の各全域
・さいたま市（中央区）上尾市、入間市、大里郡寄居町、春日部市、加須市、北葛飾郡杉戸町、行田市、熊谷市、鴻巣市、幸手市、白岡市、蓮田市、飯能市、東松山市、比企郡ときがわ町、比企郡滑川町、比企郡吉見町、日高市、深谷市の各一部

⑤福島県

・福島市、会津若松市、いわき市、郡山市、須賀川市、伊達市、田村郡三春町の各一部

⑥北海道

・札幌市(厚別区、北区、清田区、白石区、中央区、手稲区、豊平区、西区、東区)、恵庭市、江別市、空知郡南幌町の各全域
・札幌市(南区)、石狩郡当別町、石狩市、小樽市、北広島市、千歳市の各一部

⑦愛知県

・名古屋市、愛西市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛鳥村、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、尾張旭市、春日井市、蒲郡市、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、知立市、瀬戸市、高浜市、丹波郡大口町、丹波郡扶桑町、知多郡阿久比町、知多郡武豊町、知多郡東浦町、知多郡美浜町、知多市、津島市、東海市、豊明市、豊川市、長久手市、西春日井郡豊山町、日進市、額田郡幸田町、半田市、碧南市、みよし市の各全域
・岡崎市、新城市、田原市、知多郡南知多町、常滑市、豊田市、豊橋市、西尾市、弥富市の各一部

⑧大阪府

・大阪市、堺市、池田市、泉大津市、大阪狭山市、交野市、門真市、河内長野市、吹田市、摂津市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南市、泉北郡忠岡町、豊中市、豊能郡能勢町、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、阪南市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市の各全域

・泉佐野市、和泉市、茨木市、貝塚市、柏原市、岸和田市、四條畷市、泉南郡岬町、大東市、高石市、高槻市、豊能郡豊能町、東大阪市、三島郡島本町、南河内郡河南町、南河内郡太子町、南河内郡千早赤阪村の各一部

⑨兵庫県

・神戸市(須磨区、垂水区、中央区、長田区、灘区、東灘区、兵庫区)、明石市、芦屋市、揖保郡太子町、加古川市、加古郡播磨町、神崎郡福崎町、高砂市の各全域

・神戸市(北区、西区)、相生市、赤穂市、尼崎市、淡路市、伊丹市、小野市、加古郡稲美町、加西市、加東市、川西市、川辺郡猪名川町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、佐用郡佐用町、三田市、宍粟市、洲本市、多可郡多可町、宝塚市、たつの市、丹波市、丹波篠山市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、美方郡香美町、美方郡新温泉町、三木市、南あわじ市、養父市の各一部

⑩徳島県

・徳島市、阿波市、板野郡藍住町、板野郡板野町、板野郡上板町、板野郡北島町、板野郡松茂町、小松島市、名西郡石井町、美馬郡つるぎ町、吉野川市の各全域

・阿南市、鳴門市の各一部

⑪京都府

・京都市(上京区、下京区、中京区、東山区、南区、山科区)、宇治市、乙訓郡大山崎町、木津川市、久世郡久御山町、城陽市、相楽郡精華町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、向日市の各全域

・京都市(右京区、北区、左京区、西京区、伏見区)、綾部市、亀岡市、京田辺市、長岡京市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、八幡市、与謝郡与謝野町の各一部

⑫滋賀県

・近江八幡市、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町、湖南市、守山市、野洲市の全域

・大津市、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町、犬上郡豊郷町、愛知郡愛荘町、草津市、甲賀市、高島市、長浜市、東近江市、彦根市、米原市、栗東市の各一部

⑬奈良県

・生駒郡安堵町、生駒郡斑鳩町、生駒郡三郷町、生駒郡平群町、生駒市、香芝市、葛城市、北葛城郡王寺町、北葛城郡河合町、北葛城郡上牧町、北葛城郡広陵町、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、磯城郡三宅町、大和郡山市、大和高田市の各全域

・奈良市、橿原市、五條市、御所市、桜井市、高市郡高取町、天理市の各一部

⑭三重県

・員弁郡東員町、多気郡明和町、三重郡朝日町、三重郡川越町、度会郡玉城町の全域

・津市、伊賀市、伊勢市、いなべ市、尾鷲市、亀山市、北牟婁郡紀北町、桑名市、志摩市、鈴鹿市、多気郡多気町、鳥羽市、名張市、松阪市、三重郡菰野町、四日市市の各一部

⑮岐阜県

・岐阜市、安八郡安八町、安八郡神戸町、揖斐郡池田町、揖斐郡大野町、可児郡御嵩町、多治見市、中津川市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、不破郡関ヶ原町、不破郡垂井町、瑞穂市、本巣郡北方町の各全域

・安八郡輪之内町、揖斐郡揖斐川町、恵那市、大垣市、海津市、各務原市、加茂郡川辺町、可児市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡八百津町、郡上市、関市、高山市、土岐市、羽島市、瑞浪市、美濃加茂市、美濃市、本巣市、山県市、養老郡養老町、飛騨市の各一部

⑯和歌山県

・和歌山市、有田郡湯浅町、岩出市、橋本市の各全域

・有田郡有田川町、有田郡広川町、有田市、伊都郡かつらぎ町、海草郡紀美野町、御坊市、海南市、紀の川市、田辺市、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡白浜町、日高郡印南町、日高郡日高町、日高郡日高川町、日高郡みなべ町、日高郡美浜町、日高郡由良町の各一部

⑰静岡県

・静岡市(駿河区)、磐田市、掛川市、賀茂郡河津町、賀茂郡松崎町、賀茂郡南伊豆町、湖西市、御殿場市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、袋井市、富士宮市、牧之原市、焼津市の各全域

・静岡市(葵区、清水区)、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、御前崎市、賀茂郡西伊豆町、賀茂郡東伊豆町、菊川市、島田市、下田市、周智郡森町、裾野市、駿東郡小山町、田方郡函南町、沼津市、浜松市(天竜区、中央区、浜名区)、藤枝市、富士市、三島市の各一部

⑱福岡県

・福岡市(早良区、城南区、中央区、博多区、東区、南区)、北九州市(小倉南区、戸畑区、門司区、八幡西区、八幡東区、若松区)、朝倉郡筑前町、糸島市、飯塚市、大川市、大野城市、大

牟田市、小郡市、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡水巻町、春日市、
糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡須恵町、
糟屋郡久山町、嘉穂郡桂川町、鞍手郡鞍手町、鞍手郡小竹町、古賀市、田川郡赤村、
田川郡糸田町、田川郡大任町、田川郡香春町、田川郡福智町、田川市、太宰府市、筑後市、
筑紫野市、那珂川市、中間市、直方市、福津市、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、京都郡苅田町、
みやま市、宮若市、柳川市、八女郡広川町、行橋市の各全域
・福岡市(西区)、北九州市(小倉北区)、朝倉市、嘉麻市、久留米市、田川郡川崎町、
京都郡みやこ町、宗像市、八女市の各一部

⑲茨城県
・北相馬郡利根町、つくばみらい市、土浦市、守谷市、結城市、龍ヶ崎市の各全域
・水戸市、石岡市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、稲敷市、牛久市、
かすみがうら市、常総市、筑西市、つくば市、取手市、那珂市、東茨城郡茨城町、
東茨城郡城里町、ひたちなか市の各一部

⑳群馬県
・邑楽郡板倉町、佐波郡玉村町、館林市の各全域
・前橋市、安中市、伊勢崎市、邑楽郡邑楽町、邑楽郡大泉町、邑楽郡明和町、太田市、
北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、桐生市、渋川市、高崎市、藤岡市、みどり市の各一部

㉑新潟県
・新潟市(秋葉区、北区、江南区、中央区、西区、東区、南区）、柏崎市、刈羽郡刈羽村、
五泉市、三条市、新発田市、燕市、長岡市の各一部

㉒栃木県
・宇都宮市、足利市、小山市、鹿沼市、河内郡上三川町、佐野市、下都賀郡壬生町、
下野市、栃木市、芳賀郡芳賀町、真岡市の各一部

㉓佐賀県
・小城市、杵島郡大町町、杵島郡江北町、多久市、鳥栖市、西松浦郡有田町、藤津郡太良町、
三養基郡上峰町、三養基郡基山町の各全域
・佐賀市、伊万里市、嬉野市、鹿島市、唐津市、神埼郡吉野ヶ里町、神埼市、杵島郡白石町、
武雄市、三養基郡みやき町の各一部

㉔香川県
・綾歌郡綾川町、綾歌郡宇多津町、香川郡直島町、木田郡三木町、坂出市、小豆郡小豆島町、
小豆郡土庄町、善通寺市、仲多度郡琴平町の各全域
・高松市、観音寺市、さぬき市、仲多度郡多度津町、仲多度郡まんのう町、東かがわ市、丸亀市、
三豊市の各一部

㉕広島県
・広島市(中区、西区、東区)、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、安芸郡府中町、
江田島市、尾道市、呉市の各全域
・広島市(安芸区、安佐北区、安佐南区、佐伯区、南区)、安芸高田市、竹原市、
豊田郡大崎上島町、廿日市市、東広島市、福山市、府中市、三原市、三次市の各一部

㉖岡山県
・岡山市(中区)、浅口市、小田郡矢掛町、都窪郡早島町の各全域
・岡山市(北区、東区、南区)、赤磐市、浅口郡里庄町、井原市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、
総社市、玉野市、備前市の各一部

㉗長野県
・長野市、上高井郡高山村、須坂市、千曲市の各一部

㉘石川県
・河北郡内灘町、かほく市、野々市市、能美郡川北町、能美市、羽咋郡宝達志水町、羽咋市の全域
・金沢市、加賀市、鹿島郡中能登町、河北郡津幡町、小松市、珠洲市、七尾市、羽咋郡志賀町、
白山市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、輪島市の各一部

㉙長崎県
・長崎市、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町の各一部

㉚熊本県
・熊本市（西区）の全域
・熊本市（北区、中央区、東区、南区)、宇城市、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、
菊池郡菊陽町、合志市の各一部

㉛愛媛県
・松山市、伊予郡砥部町、東温市の各一部

㉜富山県
・中新川郡舟橋村の全域
・富山市、射水市、魚津市、小矢部市、黒部市、下新川郡朝日町、下新川郡入善町、高岡市、砺波市、中新川郡上市町、中新川郡立山町、滑川市、南砺市、氷見市の各一部

㉝福井県
・坂井市、鯖江市、丹生郡越前町、吉田郡永平寺町の各全域
・福井市、あわら市、越前市、大野市、勝山市の各一部

㉞沖縄県
・浦添市、豊見城市、中頭郡北中城村、中頭郡北谷町、中頭郡中城村の各全域
・那覇市、島尻郡南風原町、糸満市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、中頭郡西原町の各一部

2. 放送サービス内容(第3条関係)

－番組＆情報サービス

【ハイビジョン】

スカパー！プロモ 599

－映画

【ハイビジョン】

BS10スターチャンネル、衛星劇場 HD、東映チャンネル、
WOWOWプラス、ザ・シネマ HD、ムービープラス、チャンネル NECO-HD、
日本映画専門チャンネル HD、WOWOW シネマ、V☆パラダイス HD、エキサイティング・グランプリ

－スポーツ

【ハイビジョン】

GAORA HD、J SPORTS 1、J SPORTS 2、J SPORTS 3、J SPORTS 4、スカイA、日テレ G+ HD、
ゴルフネットワーク、FIGHTING TV サムライ、刺激ストロングチャンネル、
ダンスチャンネル by エンタメ～テレ

－音楽

【ハイビジョン】

Music Japan TV HD、MTV、MUSIC ON! TV（エムオン!） HD、
スペースシャワーTV HD、歌謡ポップスチャンネル、ミュージック・エア、ミュージック・グラフィティTV

－アニメ

【ハイビジョン】

AT-X HD！、カートゥーン ネットワーク、キッズステーション HD、アニマックス HD、

－総合エンターテイメント

【ハイビジョン】

日テレプラス、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、テレ朝チャンネル1、テレ朝チャンネル 2、
エンタメ～テレ HD☆シネドラバラエティ、フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ、
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ、フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム、
ディズニー・チャンネル HD、WOWOW プライム、WOWOW ライブ、
スポーツライブ＋、スポーツライブ＋ 2、
スカチャン 1、スカチャン 5、スカチャン 6、スカチャン 7、スカチャン 8、スカチャン 9、
スカチャン 10、スカチャン 11

－海外ドラマ・バラエティ・韓流

【ハイビジョン】

スーパー！ドラマ TV HD、ミステリーチャンネル、アクションチャンネル、Dlife、
女性チャンネル♪LaLa TV、アジアドラマチック TV、KBS World、KNTV、Mnet

－国内ドラマ・バラエティ・舞台

【ハイビジョン】

MONDO TV、ファミリー劇場 HD、ホームドラマチャンネル HD、時代劇専門チャンネル HD、
アイドル専門チャンネル Pigoo、大人のイキヌキ！ヌーヴェルパラダイス

－ドキュメンタリー

【ハイビジョン】

ヒストリーチャンネル ™ HD、ナショナル ジオグラフィック、ディスカバリーチャンネル、
アニマルプラネット

－ニュース・ビジネス経済

【ハイビジョン】

日経 CNBC、BBC ニュース、CNNj、TBS NEWS、CNN/US HD、日テレ NEWS24、
中国テレビ★大富チャンネル、SORA－お天気チャンネル－

－娯楽・趣味

【ハイビジョン】

旅チャンネル、釣りビジョン HD、パチ・スロ サイトセブン TV、
パチンコ★パチスロ TV！、鉄道チャンネル、寄席チャンネル、ベターライフチャンネル

－教育

【ハイビジョン】

囲碁・将棋チャンネルHD、ディズニージュニア

－公営競技

【ハイビジョン】
グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2、南関東地方競馬チャンネル、
レジャーチャンネル（ボートレース専門 TV！）JLC680～684、
SPEED チャンネル（競輪ライブ）、地方競馬ナイン

－外国語放送

【ハイビジョン】
フェニックステレビ（鳳凰衛視）

－ショッピング（無料放送）
【ハイビジョン】
ショップチャンネル、QVC（キューヴィーシー）、ジュエリー☆GSTV、
セレクトショッピング

－アダルト
【ハイビジョン】
kmp チャンネル HD、プレイボーイ チャンネル、レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、
パラダイステレビ、チェリーボム、エンタ！959、VENUS、バニラスカイチャンネル、
フラミンゴ、レッドチェリー、Splash、Zaptv、ダイナマイトTV、AV王

3. 料金(第16条関係)

① プレミアムサービス光加入料　　：0円(税抜価格:0円)

プレミアムサービス光申込者が、プレミアムサービス光契約(以下、本別表において「本契約」という)締結時において、既に株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの貸与するカード(以下、「B-CAS カード」という)又はACASチップを使用する衛星基幹放送に係る有料基幹放送契約約款に基づく有料放送契約、スカパーJSAT株式会社の貸与するカード(以下、「スカパー！IC カード」という)を使用する衛星一般放送に係る有料一般放送契約約款に基づく有料放送契約又はスカパーJAST 株式会社が提供するテレビ視聴サービス契約約款に基づくテレビ視聴サービス契約、光パーフェクTV！サービス契約約款に基づく光パーフェクTV！サービス契約及びメガ・エッグ対応テレビ視聴サービス契約約款に基づくメガ・エッグ対応テレビ視聴サービス契約(以下、上記各契約を総称して「指定契約」という)を締結する場合は、本契約に基づくプレミアムサービス光加入料の支払いを免除する場合があります。

なお、第12条(プレミアムサービス光加入者が行う契約の解除等)第9項の規定は、プレミアムサービス光加入者が指定契約をすべて解除し、1年以内に当社と本契約を締結する場合にも適用されるものとします。また、同条第10項の規定は、プレミアムサービス光加入者が当社と本契約を締結する時期が指定契約をすべて解除した後1年を超える場合において適用されるものとし、かかる場合、プレミアムサービス光加入者は、当社に再度プレミアムサービス光加入料を支払わなければならないものとします。

② プレミアムサービス光基本料　　：月額 429円(税抜価格： 390円)

プレミアムサービス光申込者が本契約又は本契約と同時に指定契約に関し「書面による契約解除」を行った場合は、「書面による契約解除」の対象となった各契約に基づく、「書面による契約解除」を行った月のプレミアムサービス光基本料の支払いは不要です。

加入者がスカパー！ICカードとB－CASカードまたは ACAS チップを保有(各カードを複数保有する場合も含む)し、かつ、本契約と指定契約に基づく料金等が同一の方法(銀行口座による引き落としの場合には口座を同一とする場合、クレジットカードによる場合には支払いカードを同一とする場合に限る)により支払われている場合は、加入者が締結している指定契約にB－CASカードまたは ACAS チップを使用する指定契約が含まれる場合であっても、加入者が支払うべき一契約に対する基本料は上記の金額を契約数(基本料の支払いが不要となる契約の契約数を除く)で除した金額とします。

③ プレミアムサービス光視聴料

※スカチャン、スポーツライブ＋、スポーツライブ＋ 2で視聴可能となる番組は、当社及び当社が指定する他の放送事業者がEPG等により別途指定する番組のみとなります。

(*)については現に、次表の放送サービス契約単位を指定し、それぞれのサービス提供を受けている加入者に限ります。

1)　オプションチャンネル(課金単位:一月毎)

映画			
チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
衛星劇場 HD	HD	(※1)2,140	1,945
東映チャンネル	HD	1,650	1,500
BS10スターチャンネル	HD	(※2)1,980	1,800
日本映画専門チャンネルHD	HD	770	700
V☆パラダイス HD	HD	770	700
エキサイティング・グランプリ	HD	880	800

※ 1　スカパー！光パックHDを視聴すると　月額1,731円(税抜1,574円)

※ 2　スカパー！光パックHDを視聴すると　月額1,852円(税抜1,684円)

スポーツ			
チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
J SPORTS 4	HD	(※3)1,430	1,300
刺激ストロングチャンネル	HD	880	800
FIGHTING TV サムライ	HD	1,980	1,800
日テレ G+	HD	(*)990	900
ダンスチャンネルbyエンタメ～テレ	HD	990	900

※ 3　スカパー！光パックHDを視聴すると　月額1,028円(税抜952円)

＜JSPORTS4の複数台割引＞

※スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額715円(税抜価格650円)に割引

※当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき1枚目申込者と同一であることを要します。

音楽

チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）
ミュージック･グラフィティTV	HD	660	600

アニメ

チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）
AT-X HD！	HD	2,180	1,982
アニマックス HD	HD	813	739
キッズステーション HD	HD	813	739

総合エンターテイメント

チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）
フジテレビ ONE スポーツ･バラエティ	HD	(※6)2,310	2,100
フジテレビ TWO ドラマ･アニメ	HD		
フジテレビ NEXT ライブ･プレミアム	HD		
	HD	(※7)1,980	1,800
TBSチャンネル 1	HD	(※8)1,100	1,000
TBSチャンネル 2			
テレ朝チャンネル1	HD	(※9)1,100	1,000
テレ朝チャンネル 2			
日テレプラス	HD	(*)825	750
エンタメ～テレHD☆シネドラバラエティ	HD	660	600
WOWOW プライム	HD	(※10)2,530	2,300
WOWOW ライブ	HD		
WOWOW シネマ	HD		

※ 6　3チャンネルで月額 2,310 円（税抜 2,100 円）
スカパー！サッカーセットを視聴すると月額 2,090 円（税抜 1,900 円）
※ 7　スカパー！光パックHDを視聴すると　月額 1,760 円（税抜 1,600 円）
※ 8　2チャンネルで月額 1,100 円（税抜 1,000 円）
※ 9　2チャンネルで月額 1,100 円（税抜 1,000 円）
※ 10　3チャンネルで月額 2,530 円（税抜 2,300 円）
　　スカパー！光パックHDを視聴すると　月額 2,200 円（税抜 2,000 円）

海外ドラマ・バラエティ・韓流

チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）
アジアドラマチックTV	HD	660	600
KBS World	HD	770	700
KNTV	HD	3,960	3,600
Mnet	HD	2,530	2,300
アクションチャンネル	HD	880	800
ミステリーチャンネル	HD	550	500

国内ドラマ・バラエティ・舞台

チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）
時代劇専門チャンネルHD	HD	770	700
ホームドラマチャンネル HD	HD	784	713
アイドル専門チャンネル Pigoo	HD	1,320	1,200
大人のイキヌキ！ヌーヴェルパラダイス	HD	1,100	1,000

娯楽・趣味

チャンネル名	月額視聴料（円）

			（税抜価格）
釣りビジョンHD	HD	1,320	1,200
鉄道チャンネル	HD	1,100	1,000
寄席チャンネル	HD	550	500
パチ・スロ　サイトセブン TV	HD	1,078	980
パチンコ★パチスロ TV！	HD	1,650	1,500

ニュース・ビジネス経済

チャンネル名		月額視聴料（円）	
			（税抜価格）
TBS NEWS	HD	408	371
CNN/US HD	HD	2,200	2,000
日経 CNBC	HD	1,650	1,500
中国テレビ★大富チャンネル	HD	1,980	1,800
日テレ NEWS24	HD	(*)528	480

公営競技

チャンネル名		月額視聴料（円）	
			（税抜価格）
グリーンチャンネル	HD	(※11)1,100	1,000
グリーンチャンネル2	HD		
南関東地方競馬チャンネル	HD	1,100	1,000
レジャーチャンネル（ボートレース専門TV！）JLC680	HD	(※12)1,078	980
レジャーチャンネル（ボートレース専門TV！）JLC681	HD		
レジャーチャンネル（ボートレース専門TV！）JLC682	HD		
レジャーチャンネル（ボートレース専門TV！）JLC683	HD		
レジャーチャンネル（ボートレース専門TV！）JLC684	HD		
SPEED チャンネル（競輪ライブ）	HD	(※13)1,320	1,200
地方競馬ナイン	HD	(※14)770	700

※ 11　2 チャンネル分の料金
※ 12　5 チャンネル分の料金
※ 13　7 チャンネル分の料金
※ 14　3 チャンネル分の料金

外国語

チャンネル名		月額視聴料（円）	
			（税抜価格）
フェニックステレビ（鳳凰衛視）	HD	2,068	1,880

アダルト

チャンネル名		月額視聴料（円）	
			（税抜価格）
kmp チャンネル HD	HD	2,530	2,300
プレイボーイチャンネル	HD	2,750	2,500
レインボーチャンネル	HD	2,530	2,300
ミッドナイト・ブルー	HD	2,530	2,300
パラダイステレビ	HD	2,200	2,000
チェリーボム	HD	2,530	2,300
VENUS	HD	2,530	2,300
バニラスカイチャンネル	HD	2,075	1,886
エンタ！959	HD	1,650	1,500
レッドチェリー	HD	2,730	2,482
Zaptv	HD	2,530	2,300
ダイナマイトTV	HD	2,530	2,300
AV王	HD	2,530	2,300
Splash	HD	2,530	2,300

フラミンゴ	HD	2,530	2,300

2）オプションパック（課金単位：一月毎）

1）の規定に関わらず、次の場合はそれぞれに規定する額を月額視聴料の合計額とします。

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
スカパー！光パックＨＤ	4,138※	3,762※

構成チャンネル	
GAORA HD	ホームドラマチャンネル HD
J SPORTS 1	時代劇専門チャンネル HD
J SPORTS 2	キッズステーション HD
J SPORTS 3	アニマックス HD
スカイA	ヒストリーチャンネル TM HD
日テレ G+HD	ナショナル ジオグラフィック
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ	ディスカバリーチャンネル（HD）
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ	TBS NEWS
TBSチャンネル1	旅チャンネル
TBSチャンネル2	釣りビジョン HD
テレ朝チャンネル1	ディズニージュニア
エンタメ～テレ HD☆シネドラバラエティ	スポーツライブ＋
WOWOWプラス	歌謡ポップスチャンネル
ザ・シネマ HD	ミュージック・エア
ムービープラス	ミュージック・グラフィティ TV
チャンネル NECO-HD	ダンスチャンネル by エンタメ～テレ
日本映画専門チャンネル HD	寄席チャンネル
Music Japan TV HD	囲碁・将棋チャンネル HD
MTV	刺激ストロングチャンネル
MUSIC ON！TV（エムオン!） HD	ゴルフネットワーク
スペースシャワーTV HD	日テレプラス
スーパー！ドラマ TV HD	ディズニー・チャンネルHD
ミステリーチャンネル	アニマルプラネット
アクションチャンネル	日経CNBC（HD）
Dlife	BBCニュース
女性チャンネル♪LaLa TV	SORA－お天気チャンネル－
アジアドラマチック TV	テレ朝チャンネル 2
KBS World	CNNj
MONDO TV	日テレ NEWS24
鉄道チャンネル	カートゥーン ネットワーク
ファミリー劇場 HD	

※ 上記の規定に関らず、初回に請求する視聴料を「スカパー！光パック HD 初回割引料金」として税込 1,980 円とします。ただし、以下の場合を除きます。

・「スカパー！光パック HD」の申込者が、当社との間で既に同一の IC カードを使用するプレミアムサービス光契約を締結している場合、または下記記載のスカパー！光パック HD の複数台割引が適用される場合

・プレミアムサービス光加入者が、プレミアムサービス光契約をすべて解除し、一年以内に当社とプレミアムサービス光契約を締結し「スカパー！光パック HD」を申込む場合

＜スカパー！光パック HD の複数台割引＞

※ スカパー！IC カード 2 枚目から4枚目は、月額 2,069 円（税抜価格 1,881 円）に割引

※ 当該割引の対象は、スカパー！IC カード 2 枚目から 4 枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき 1 枚目申込者と同一であることを要します。

3） オプションセット（課金単位：一月毎）

1）の規定に関わらず、次の場合はそれぞれに規定する額を月額視聴料の合計額とします。

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）

スカパー！サッカーセット ＋WOWOW	4,680	4,255

構成チャンネル	
スポーツライブ＋	スカチャン 1 他（※）
スポーツライブ＋ 2	WOWOW（3 ﾁｬﾝﾈﾙｾｯﾄ）

※ 当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
スカパー！サッカーセット	2,480	2,255

構成チャンネル	
スポーツライブ＋	スカチャン 1 他（※）
スポーツライブ＋ 2	

※ 当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ＪＳＰＯＲＴＳ２+４	1,019	926

構成チャンネル	
J SPORTS 2	J SPORTS 4

※ 平成 30 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までに、以下の適用条件を満たす加入申込者である場合のみ、申し込むことができます。

・2018年2月から2018年6月の間に「欧州サッカーセット」「欧州サッカーセット＋WOWOW」に契約していた場合のみ、申し込むことできます。

＜JSPORTS2+4の複数台割引＞

※スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額509円（税抜価格463円）に割引

※当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき1枚目申込者と同一であることを要します。

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ＪＳＰＯＲＴＳ１+２+４	2,703	2,457

構成チャンネル	
J SPORTS 1	J SPORTS 2
J SPORTS 4	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ＪＳＰＯＲＴＳ１+２+３+４	3,017	2,743

構成チャンネル	
J SPORTS 1	J SPORTS 2
J SPORTS 3	J SPORTS 4

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
日テレジータス＋日テレプラス＋日テレNEWS24	1,100	1,000

構成チャンネル	
日テレ G+	日テレプラス
日テレ NEWS24	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
映画＆スポーツ！プレミアセット	3,865	3,514

構成チャンネル	
BS10スターチャンネル	J SPORTS 1
	J SPORTS 2
	J SPORTS 3

	J SPORTS 4

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
韓流セット	5,940	5,400

構成チャンネル	
KBS World	Mnet
KNTV	

＜韓流セットの複数台割引＞
※スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額2,970円（税抜価格2,700円）に割引
※当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき1枚目申込者と同一であることを要します。

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
中国総合大富セット	3,630	3,300

構成チャンネル	
中国テレビ★大富チャンネル	フェニックステレビ（鳳凰衛視）

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ゴールデンアダルトセットＨＤ	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	ミッドナイト・ブルー
パラダイステレビ	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
プレミアムアダルトセットＨＤ	3,300	3,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	kmp チャンネルHD
チェリーボム	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
プレイボーイ・セットＨＤ	3,300	3,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	レッドチェリー

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ジャンボセット６ＨＤ	6,600	6,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	kmp チャンネルHD
Zaptv	ダイナマイトTV
AV王	レッドチェリー

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ダイナマイト・セット	3,036	2,760

構成チャンネル	
ダイナマイトTV	AV王

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ドリームセット４ＨＤ	4,400	4,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	レッドチェリー
ダイナマイトTV	AV王

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
チェリーボムセット	3,300	3,000

構成チャンネル	
チェリーボム	VENUS
レッドチェリー	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
チェリーボム＋レッドチェリー	2,750	2,500

構成チャンネル	
チェリーボム	レッドチェリー

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
情熱アダルトセットＨＤ	2,750	2,500

構成チャンネル	
VENUS	バニラスカイチャンネル

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
アイドル＆アダルトセット	2,640	2,400

構成チャンネル	
アイドル専門チャンネル Pigoo	エンタ！959

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ウルトラアダルトセット	3,960	3,600

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	ミッドナイト・ブルー
パラダイステレビ	チェリーボム

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ミッドナイトセット	3,300	3,000

構成チャンネル	
ミッドナイト・ブルー	Splash
フラミンゴ	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
パラダイス・レッドチェリーセット	2,750	2,500

構成チャンネル	
パラダイステレビ	レッドチェリー

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
パラダイス・チェリーボムセット	2,750	2,500

構成チャンネル	
パラダイステレビ	チェリーボム

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）

パラダイス・VENUS セット	2,750	2,500
構成チャンネル		
パラダイステレビ	VENUS	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・パラダイスセット	2,970	2,700
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	パラダイステレビ	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・レッドチェリーセット	2,750	2,500
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	レッドチェリー	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・チェリーボムセット	2,750	2,500
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	チェリーボム	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・VENUS セット	2,750	2,500
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	VENUS	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・レッドチェリー・VENUS セット	3,300	3,000
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	レッドチェリー	
VENUS		

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・チェリーボム・VENUS セット	3,300	3,000
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	チェリーボム	
VENUS		

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・チェリー・レッド・VENUS セット	3,960	3,600
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	チェリーボム	
レッドチェリー	VENUS	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
Zaptv セット４	3,960	3,600
構成チャンネル		

Zaptv	kmp チャンネル
ダイナマイト TV	AV 王

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
レインボー・パラダイス・KMP セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
kmpチャンネル	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
レインボー・パラダイス・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
VENUS	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
チェリーボム・レインボー・パラダイスセット	3,300	3,000

構成チャンネル	
チェリーボム	レインボーチャンネル
パラダイステレビ	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
レッドチェリー・レインボー・パラダイスセット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レッドチェリー	レインボーチャンネル
パラダイステレビ	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
パラダイス・レッドチェリー・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
パラダイステレビ	レッドチェリー
VENUS	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
パラダイス・チェリーボム・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
パラダイステレビ	チェリーボム
VENUS	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
パラダイス・チェリー・レッド・VENUS セット	3,960	3,600

構成チャンネル	
パラダイステレビ	チェリーボム
レッドチェリー	VENUS

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）

レインボー・パラダイス・チェリー・VENUS セット	3,960	3,600
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	パラダイステレビ	
チェリーボム	VENUS	

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
セット 4 レインボー・パラダイス・VENUS・Zap	3,960	3,600
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	パラダイステレビ	
VENUS	Zaptv	

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
セット 4 レインボー・パラダイス・KMP・VENUS	3,960	3,600
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	パラダイステレビ	
kmpチャンネル	VENUS	

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
セット 5Zap レインボーKMP パラダイス VENUS	4,675	4,250
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	kmpチャンネル	
パラダイステレビ	VENUS	
Zaptv		

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
スポーツライブ＋・スポーツライブ＋ 2	1,760	1,600
構成チャンネル		
スポーツライブ＋	スポーツライブ＋ 2	

4) PPV/PPD/PPS視聴料

(PPV課金単位:一番組毎、PPD課金単位:一日毎、PPS:一シリーズ毎)

PPV(課金単位:一番組毎)

チャンネル名	
スポーツライブ＋	エンタ！959
スカチャン 1	ダイナマイト TV
スポーツライブ＋ 2	Splash
スカチャン 5	レインボーチャンネル
スカチャン 6	AV 王
スカチャン 7	フラミンゴ
スカチャン 8	kmp チャンネル HD
スカチャン 9	VENUS
スカチャン 10	Zaptv
スカチャン 11	

PPD(課金単位:一日毎)

チャンネル名	
スポーツライブ＋	スカチャン 11
スカチャン 1	バニラスカイチャンネル

スポーツライブ＋ ２	レッドチェリー
スカチャン 5	プレイボーイチャンネル
スカチャン 6	ミッドナイトブルー
スカチャン 7	パラダイステレビ
スカチャン 8	チェリーボム
スカチャン 9	大人のイキヌキ！ヌーヴェルパラダイス
スカチャン 10	

PPS（課金単位：一シリーズ毎）
課金単位ごとの料金は、当社が放送するEPGによりお知らせします。

チャンネル名	
スポーツライブ＋	スカチャン 7
スカチャン 1	スカチャン 8
スポーツライブ＋ ２	スカチャン 9
スカチャン 5	スカチャン 10
スカチャン 6	スカチャン 11

5） 販売終了済みの商品（新規契約の受付はしておりません。）

・オプションチャンネル（課金単位：一月毎）

チャンネル名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
TBSチャンネル1(HD)	660	600
テレ朝チャンネル1	660	600
テレ朝チャンネル 2	660	600

・オプションセット（課金単位：一月毎）

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
映画＆スポーツ！プラチナセット HD	3,289	2,990

構成チャンネル	
BS10スターチャンネル	J SPORTS 1
	J SPORTS 2
	J SPORTS 4

※割引・キャンペーンが適用される場合の視聴料等
当社は上記の規定に関わらず、以下の適用条件を満たし、以下の適用期間になされた申し込みについては、以下の料金を適用します。

④有料放送料金等明細発行料 １通あたり月額 110円 （税込）
有料放送料金等 に関する明細（以下「有料放送料金等明細」という）について、加入者からの申し出があり、かつ、当社又は当社の代理人が承諾した場合に限り、書面による有料放送料金等明細を、当該加入者が登録している住所へ送付するものとします。以下、有料放送料金等明細の発行および送付を行うことを「明細送付サービス」といいます。
この場合においては、加入者は明細送付サービスに係る料金（以下「有料放送料金等明細発行料」という）を、支払わなければなりません。
明細送付サービスについて、加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の５日までになされた場合、当月分の有料放送料金等明細を発行・送付いたします。加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の ６ 日以降になされた場合、当月の有料放送料金等明細の発行・送付はせず、翌月分からの発行及び送付となります。
また、明細送付サービスの終了について、加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の ５ 日までになされた場合、当月分の有料放送料金等明細の発行及び送付はいたしません。加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の６日以降になされた場合、当月分の有料放送料金等明細の発行及び送付をもって明細送付サービスは終了となります。
本契約が終了した場合、当該契約終了月における有料放送料金等明細の発行・送付をもって本契約に基づく明細送付サービスは終了となります。

加入者が本契約および指定契約 を締結している場合であって、かつ、本契約と指定契約 に基づく有料放送料金等が同一の方法（銀行口座による引き落としの場合には口座を同一とする場合、クレジットカードによる場合には支払いカードを同一とする場合に限る）により支払われている場合は、加入者が支払うべき一契約に対する有料放送料金等明細発行料は上記の金額を契約数で除した金額とします。なお、本号における指定契約 からは、テレビ視聴サービス契約およびメガ・エッグ対応テレビ視聴サービス契約を締結している場合は除外することとします。
有料放送料金等明細の最終発行月の末日までに本契約およびすべての指定契約が終了した場合は、当該最終発行月の有料放送料金等明細発行料は請求しません。

⑤手数料

1） 返金手数料：1,100円／回（税抜価格：1,000円）
第13条第2項に基づく払戻し以外に当社が払戻しを行う場合においては、プレミアムサービス光加入者は返金手数料を支払わなければなりません。

2） 書面による契約解除に係る費用 ： 3, 080円 （税抜価格 ： 2, 800円）
加入者が本契約と当社の指定する別契約を同時に契約した場合であって、「書面による契約解除」を同時に行う場合は、一契約に対する手数料は上記の金額を契約数で除した金額とします。
加入者が本契約と同時に締結した当社の指定する別契約を対象とする「書面による契約解除」を行った後、本契約を対象とする「書面による契約解除」を行う場合、本契約を対象とする手数料の支払いは不要です。

⑥プレミアムサービス光基本料・プレミアムサービス光視聴料の計算

1） 当社は、プレミアムサービス光基本料・プレミアムサービス光視聴料については、暦月を一単位として計算します。

2） 上記③の1）から3）の視聴料の規定に関わらず、プレミアムサービス光のチャンネルの申込みに対して当社が承諾した日の属する月（以下「申込み成立月」といいます。）の放送サービス料金は請求しません。また、本契約の契約成立の日の属する月の翌月以降にプレミアムサービス光加入者が本契約の「書面による契約解除」を行った場合、放送法施行規則第百七十五条の三第六項第一号に定める範囲の視聴料を除き、視聴料は請求しません。

3） 上記③の4）のPPSについては、当該PPSの終了の日までにプレミアムサービス光加入者が「書面による契約解除」を行った場合は、放送法施行規則第百七十五条の三第六項第一号に定める範囲の視聴料を除き、当該PPSにかかる視聴料は請求しません。

4） ただし、申込み成立月に、プレミアムサービス光加入者がチャンネル申込み成立月の月末をもってチャンネルの取消（本契約の「書面による契約解除」を除く）の申請を行い、当社がこれに応じた場合、プレミアムサービス光加入者はチャンネル申込み成立月分の料金等を当社に支払わなければなりません。
また、チャンネル申込みがその月末をもって取消 （本契約の「書面による契約解除」を除く） が行われた月の翌月に、プレミアムサービス光加入者が、再度チャンネル申込みを行い、チャンネル申込みが成立した場合には、当社は、当該チャンネル申込み成立月の放送サービス料金を請求するものとし、プレミアムサービス光加入者は、これを支払わなければなりません。

4. 個別視聴申込方法（第8条関係）

① 申込方法
テレビ画面上に表示される指示または当社が別に定める方法により申込みを行っていただきます。テレビ画面上に表示される指示により、申込みする場合は、購入操作を実行することにより、申込みは確定し、予約の場合は、予約対象番組の放送開始と同時に申込みは確定します。

② 撤回
申込みが確定した後は、申込みの撤回はできなくなります。予約の場合は、予約対象番組の放送開始まで予約の撤回ができます。

③ その他
テレビ画面上に表示される指示により、申込みをした場合、当社は、電気通信回線を通じてスカパー！ICカードに蓄積された視聴データを回収します。

5. 視聴可能最低年齢を定めて提供されるプレミアムサービス光を視聴するための方法（第 9 条関係）
当社は、番組ごとに視聴可能最低年齢を設定して放送します。

プレミアムサービス光加入者は、最低年齢（その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢をいいます。）・暗証番号等を初期設定入力画面で入力することにより視聴することができます。なお、暗証番号等は、番組ごとに入力する必要があります。

6．支払方法および支払日（第16条関係）

① プレミアムサービス光加入料

1）支払日

現金振込又は指定口座からの自動引き落としの場合、原則として契約成立日の翌月26日（当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）。クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。

2）支払方法

当社が発行する払込取扱票に基づく現金振込、クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払っていただきます。

② プレミアムサービス光基本料

1）支払日

指定口座からの自動引き落としの場合、原則として毎月26日（当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）。クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。

2）支払方法

クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払っていただきます。

③ プレミアムサービス光視聴料

1） 支払日

プレミアムサービス光基本料の支払と同時。

2） 支払方法

プレミアムサービス光基本料の支払方法と同じ。

3） 支払対象期間

PPV・PPD・・・・原則として前月末日までにご視聴いただいた分

PPS・・・・・・・・・シリーズに係る全期間（支払日は、シリーズ開始後の初回の支払い時に一括して支払い。ただし、EPGにおいて別途支払日の指定がある場合は、その支払日に支払う）

その他・・・・・・・・当月分

④ 有料放送料金等明細発行料

1）支払日

有料放送料金の支払いと同時。

2）支払方法

クレジットカード、指定口座からの自動引き落としにより支払って頂きます。

3）支払対象期間

前月分

⑤手数料

1） 返金手数料

返金時に、返金の金額より差し引きます。

7．サービス料金等の払戻し（第6条、第11条から第13条及び第36条関係）

一括払いの料金に残余が生じる場合は、次の計算式により払い戻します。なお、返金手数料を要する場合においては、当社は、次の計算式による額から返金手数料を引いた額を払い戻します。

$$\text{一括払いの料金} \times \frac{\text{（一括払いに係る月数）} - \text{〔既に放送した月数）}}{\text{（一括払いに係る月数）}}$$

8．加入者個人情報を提供する第三者の範囲（第22条関係）

該当なし

9. 加入者が行う請求の種別（第29条関係）

開示請求手数料　550 円（税抜価格 500 円）

10. 加入者個人情報の消去（第32条関係）

種　　類	保持期間
加入者の申込書記載内容ほか電子情報	契約終了後7年以内
加入者個人データが記載された書面	
その他の加入者個人データ	

（2025 年 7 月 1 日改定）